

公益財団法人 情報通信学会

事務局組織に関する規則

(事務局組織規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第49条第4項の規定に基づき、学会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 学会の事務局は単一の組織とし、部課を設けない。

(体制)

第3条 事務局に事務局長を置くことのほか、職員及び臨時雇用職員を若干名置くことができる。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

3 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その間、理事会が代理の事務局長を指名する。

(臨時雇用職員)

第5条 臨時雇用職員は事務局長が任免する。

2 臨時雇用職員は、事務局長の指示した事務にあたる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表（第2条関連） 事務局長の所掌事務

<p>総務関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学会の運営に関する事 2. 評議員会，理事会その他の会議に関する事 3. 定款の改正，その他諸規則の制定及び改廃に関する事 4. 会員に関する事 5. 職員の人事及び福利厚生に関する事 6. 報酬，賃金及び旅費に関する事 7. 印章に関する事 8. 文書に関する事 9. 事務局の組織に関する事 10. 情報公開に関する事 11. その他総務に関する事
<p>経理関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画・収支予算及び決算に関する事 2. 収入及び支出に関する事 3. 資金計画の策定及び資金の調達に関する事 4. 契約に関する事 5. 現金，預金，有価証券及び物品の出納に関する事 6. 財産の管理に関する事 7. 資金の運用に関する事 8. その他経理に関連する事
<p>事業関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益目的事業の企画立案，調査に関する事 2. 公益目的事業の運営に関する事 3. 公益目的事業の普及啓発に関する事 4. 学会の事業の推進に関する事 5. 国又は地方公共団体等からの補助・受託事業に関する事 6. 学会の広報に関する事 7. その他事業に関連する事